

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第五十一号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（進学・就職準備給付金申請書）」に改める。

第二十二条の見出しを「（進学・就職準備給付金決定通知書）」に改め、同条中

「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改める。

様式第五十二号を次のように改める。

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 福祉事務所長

申請者（進学する者又は就職する者）

住所又は居所

氏 名

個 人 番 号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名
- 2 申請者の生年月日 年 月 日
- 3 進学・就職する先（大学等名、会社名等）
- 4 進学・就職後の居住先（該当するものにチェックしてください。）
 - ☐ 進学・就職前の住宅と同じ
 - ☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
居住（予定）地
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 関係書類
 - （1） 進学の場合
 - ア 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類
 - （イ） 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - （イ） 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - （ウ） 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ウ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する大学等の合格通知書や新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでに上記アからウまでの書類を提出してください。
 - （2） 就職の場合
 - ア 就職する見込みであることが確認できる次のいずれかの書類
 - （イ） 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - （イ） 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - （ウ） その他確実に就職先に就職することを証する書類

イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、新たに居住する住居の賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでに上記イの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

金融機関名 銀行・信用金庫・信用組合

（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支 店 名 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行の場合）

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金

（該当するものにチェックしてください。）

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

 （右に詰めて記載してください。）

（カ ナ）

口座名義人

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

様式第五十三号（表面）中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金に」を「進学・就職準備給付金に」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。